

北東アジアと FTA：課題と展望¹

慶應義塾大学大学院経済学研究科 久野 新
慶應義塾大学経済学部教授 木村 福成

要旨

今日東アジアではFTA網の形成が活発化しているが、北東アジア、とりわけ貿易面で相互依存度の高い日本、韓国、中国の間においては依然としてFTAがひとつも締結されていない。また、米韓FTA、AFTAといった他のFTAと比較して、これまでに日本が締結したFTAにおいてはモノの貿易の自由化水準が相対的に低く、かつ締結相手国も規模の小さい国に限定されており、「オープンで自由化水準の高いFTA網の形成」という観点から日本は若干の遅れを取っていると言わざるを得ない。

本稿では、まず北東アジア諸国を含むアジア太平洋地域におけるFTA網の現状を概観したうえで、経済学的な視点から、FTAの自由化水準を計測する為に利用されている指標の性質に関する留意点を指摘する。続いて、日本が締結したいいくつかのFTAにおいて一貫して重度に保護されてきた品目を抽出し、それら品目に関する韓国・中国からの輸入状況を概観することにより、北東アジアにおけるFTA締結の政治的実現可能性を日本の視点から評価する。分析の結果、日本のFTAにおける保護の水準は農産品分野の中でも品目毎に極端に異なっており、分析対象とした全てのFTAにおいて一貫して重度に保護された品目は極僅かな農産品のみであること、およびその多くは生産地が地理的に集中している品目であることが明らかになった。北東アジアにおいて自由化水準の高いFTAを締結することは政治的に容易ではない。しかしながら、FTA締結に伴う経済的な利益獲得という観点のみならず、WTOドーハ開発アジェンダ終了後に到来する新たな国際経済秩序形成プロセスにおいてイニシアティブを取るという観点からも、これら3カ国が自由化水準の高いFTAを域内外で締結していくことが戦略的に重要である。

1. 北東アジアにおけるFTA締結の遅れ

東アジア²は数十年にわたり世界経済の成長センターとしての役割を果たしてきており、特に1990年代以降、同地域における製造業部門の生産・流通ネットワークは未曾有の発展を遂げている³。東アジア諸国、とりわけ中国およびアセアン原加盟国は、グローバル化された市場の力を効果的に活用すべく積極的な貿易・投資政策を展開してきた。しかし、そうした取り組みは必ずしも当初から一貫性が担保されていたわけではなく、むしろ断片的かつ場当たりの政策の積み重ねであった。また同地域の経済統合を深化させるための国家間の政策的な協調もかつては稀であり、経済統合を法的かつ多面的に担保しようという機運が本格的に高まりはじめたのは1997年のアジア経済危機以降のことである。しかしながら、いまや東アジアは自由貿易協定（FTA）ネットワーク形成に最も積極的な地域となり、同地域における実態経済の統合に見合った法的な経済統合が

実現されようとしている。より具体的には、東アジアにおいては78の二国間の組み合わせが存在しているが、その中でFTA締結済み、FTA交渉中、またはFTA交渉同意済みである二国間の組み合わせは既に76に上っている（表1、網掛け部分）。また、著しい経済成長を続ける東アジア諸国とのFTA締結は当然のことながら域外諸国にとっても魅力的な政策上の選択肢であり、東アジア諸国と域外諸国との間のFTA交渉・締結も近年活発化している。

このように法的な経済統合が急速に進展している東アジアであるが、他方で、日本、韓国、中国の間では、依然としてFTAがひとつも締結されていないという、極めて歪な状況が生じている。日韓中は単に経済規模が大きいということに留まらず、東アジア地域に張り巡らされた生産・流通ネットワークにおける主要なプレーヤーであることは言うまでもない。また、日本から輸出される資本財および各種部品は、韓国および中国における工業製品の生産に

¹ 本稿は環日本海経済研究所（ERINA）における「東アジアにおける経済統合の研究」プロジェクトの支援を受けて実施されたものである。

² 本稿における「東アジア」とは特段の断りがない限りアセアン+3（日本・韓国・中国）を指すが、文脈によってはこれに豪州、NZ、インドを加えたアセアン+6を指している。

³ 国際生産流通ネットワークの形成についてはKimura（2006）を参照のこと。

表1 アジア太平洋地域におけるFTA網の現状（2008年4月現在）

	ロシア	モンゴル	日本	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	マレーシア	タイ	シンガポール	ブルネイ	ベトナム	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド	豪州	NZ	台湾	米国	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	
ロシア	■																								
モンゴル		■																							
日本			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
韓国			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中国			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
フィリピン			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
インドネシア			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
マレーシア			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
タイ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
シンガポール			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ブルネイ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ベトナム			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ラオス			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
カンボジア			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ミャンマー			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
インド			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
豪州			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
NZ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
台湾			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
米国			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
カナダ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
メキシコ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ペルー			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
チリ			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

注) : 発効または署名済み

: 交渉中または交渉開始合意(二国間)

: 交渉中または交渉開始合意(複数国間)

: 政府間で検討または研究中

出所) 以下のウェブサイトより筆者作成。World Trade Organization (<http://www.wto.org>), Organization of American States (<http://www.sice.oas.org/>), Asian Development Bank (<http://aric.adb.org/regionalcooperation/>), Ministry of Foreign Affairs, Japan (in Japanese) (<http://www.mofa.go.jp>), Ministry of Foreign Affairs and Trade, Korea (<http://www.mofat.go.kr>), Ministry of International Trade and Industry, Malaysia (<http://www.miti.gov.my>), Department of Trade Negotiation, Thailand (<http://www.thaifta.com>), Ministry of Trade and Industry, Singapore (<http://app.fta.gov.sg>), Ministry of Commerce and Industry, India (<http://commerce.nic.in>), Department of Foreign Affairs and Trade, Australia (<http://www.dfat.gov.au>), Ministry of Foreign Affairs and Trade, New Zealand (<http://www.mfat.govt.nz>), Office of the United States Trade Representatives (<http://www.ustr.gov>), Foreign Affairs and International Trade Canada (<http://www.dfait-maeci.gc.ca>), Ministry of the Economy, Mexico (<http://www.economia.gob.mx>), Ministerio de Comercio Exterior y Turismo, Peru (in Spanish) (<http://www.mincetur.gob.pe>), Ministry of Foreign Affairs, Chile (<http://www.direcon.cl>).

とって重要な役割を果たしていることから、FTA締結を通じて対日関税を削減・撤廃することは韓国や中国の製造業の競争力向上にも資するとの指摘もなされている⁴。

東アジア全体の統合を経済的・政治的に深化させるにあ

たり、日韓中によるFTA締結が今後大きな鍵を握ることは疑いの余地がないが、前述のとおりその交渉は十分な進展を遂げていないため、結果的にアセアン諸国が東アジアにおけるFTA網のハブとなりつつある。しかしながら、

⁴ Kimura and Ando (2003) .

アセアン諸国はいずれも経済規模が小さく、また多くの国が開発途上の国であることから、東アジア全体の統合深化に向けた明確なロードマップを描く上でこれらの国が真のリーダーシップを発揮することには多くの困難が伴うであろう。

東アジア地域が自らのアイデンティティを確立すべく苦闘している一方で、アジア太平洋地域においては経済統合に関する新たな波が押し寄せてきている。モノの貿易において極めて高い自由化水準を約束したFTA締結の波である。シンガポール、豪州が近年締結したFTA、および米韓FTA、米豪FTAに代表される米国が近年締結したFTAにおいては、品目ベースで100%、またはそれに極めて近い水準の関税撤廃が約束されている。アセアン自由貿易地域(AFTA)についても、原加盟国については僅かな例外品目を除き、概ね関税撤廃が実現しようとしている。

自由化水準の高いクリーンなFTAを多くの国と締結するという、新たなタイプの「開かれた地域主義」の実践ともいえるこの試みについては、一定の評価が与えられるべきである。FTAは、(i) 貿易を特定の国に対してのみ差別的に自由化するため、貿易転換効果が生ずる可能性があること⁵、(ii) FTA締結後も一定の品目については域内国に対しても合法的に関税を賦課することが出来ること(ガット第24条における「実質上のすべての貿易」規定とは、「全ての貿易」を意味していないこと)から、しばしば「汚れた」政策手段と見なされがちである。更に、FTAの数の増加に伴い、保護主義的かつ複雑で難解な原産地規則の網の目が形成されてしまう場合、これが貿易・投資の最適な意思決定を歪め、かつ企業にとっての遵守費用を高めてしまうという問題も指摘されている(いわゆるスパゲティ・ボウル現象⁶)。しかしながら、仮に現在の主要な貿易相手国⁷、ひいては全ての貿易相手国との間で、全ての品目が関税撤廃されるようなFTAが締結されるならば、もはやFTAに関する上記いずれの批判も成立しなくなる。全ての国に対して全ての品目の関税撤廃が実現すれば、自動的に貿易転換効果の問題が消失するのみならず、第三国からの迂回輸入を阻止するために厳格な原産地規則を設定する必然性すら失われてしまう為である。

なお、いわゆる「開かれた地域主義」の重要性は既にアジア太平洋経済協力(APEC)において指摘がなされ、1994年のボゴール宣言をはじめ、その実現に向けた取り組みもなされている。しかしながら、近年観察されはじめているクリーンなFTAを主要貿易相手国と締結するという「新・開かれた地域主義」ともいえる現象と、既存のAPECにおける一方的な貿易自由化または世界貿易機関(WTO)における互恵的な多角的貿易自由化との間には、自由化の法的根拠および力学について明確な差異が存在している。MFNベースの一方的・互恵的自由化と異なり、FTA締結を通じた取り組みにおいては、あるFTA締結が第三国に対して別のFTAを締結する誘因を与えるという「ドミノ効果⁸」が強力に作用する。そこでは多国間交渉で要求される膨大な時間、かけひき、忍耐は必要とされず、各国が自らの不利益を解消したいというインセンティブに基づき、自らの意思で次々と新たなFTA交渉を開始するのである。仮に質の高いFTAが締結され始めれば、そこから第三国に伝播する波の質も更に高まるものと考えられる。

多くの経済学者や政策担当者は、経済のブロック化が目指された戦前の「地域主義」の概念に囚われており、この「新・開かれた地域主義」の潜在的な可能性に関する指摘・十分な検討は未だ表だってなされていない。今日に至るまで東アジア諸国はWTO体制から多大なる恩恵を享受してきたが、近年、少なくとも交渉の機動性という観点からWTOに過度な期待を寄せることは困難である。現在難航しているWTOドーハ開発アジェンダ(DDA)の交渉が仮に十分な成果をあげないまま終了し、その後の交渉議題を各国が模索し始めることになった場合、「新・開かれた地域主義」とそれに続くドミノ効果が貿易の自由化や国際経済秩序形成の事実上の原動力となり、この理念を共有・許容できる国が自由化や通商制度設計に関するイニシアティブを取る時代が来るかもしれない。

本稿の目的は、いくつかの既存のFTAおよびWTOにおける日本の自由化約束内容を詳細に分析し、日本における貿易保護のパターン、すなわち日本政府が一貫して重度に保護してきた品目を抽出し、それら品目に関する韓国・中

⁵ 貿易転換効果により、域外国のみならずFTA域内国の厚生も低下する理論的可能性を初めて示したのはViner(1950)である。

⁶ スパゲティ・ボウル現象の問題はBhagwati(1995)により初めて指摘され、Bhagwati et al.(1998)において更に明確化された。

⁷ ただし、貿易障壁が残存している状況下における「主要な貿易相手国」が、貿易が完全に自由化された状態における「主要な貿易相手国」と同じである保証はないことに留意されたい。

⁸ 地域貿易協定(RTA)が締結されると、域内市場における域外輸出企業の競争力は低下する。Baldwin(1995)は政治経済学的な枠組みを用いて、あるRTAの設立は域外国の輸出業界に対して当該RTA加盟に向けたロビー活動を展開させる誘因を与えること、その結果としてRTAが次々に拡大していくことを示し、これを「ドミノ効果」と呼んだ。

国からの輸入状況を概観することにより、北東アジアにおけるFTA締結の実現可能性を日本の視点から評価することである。本稿の構成は以下のとおりである。第2節においては、日本、韓国、中国が既に締結したFTAの現状を整理する。第3節においては、FTAにおける自由化水準を計測する為に今日広く利用されている2つの指標に関連する留意点を経済学的な観点から指摘する。第4節では、北東アジアにおいてクリーンなFTAを締結することの政治的な実現可能性を評価する為に、WTOおよびFTAにおいて日本政府が一貫して重度な保護を与えてきた品目を抽出し、それら品目の韓国・中国からの輸入状況を概観する。第5節では北東アジアにおける経済統合を深化させることの必要性を日本の視点から述べ、第6節において若干の結語を述べる。

2. 日本、韓国、中国が締結したFTAの特徴

前節で述べたとおり、近年東アジア諸国はFTAの交渉・締結に対して極めて積極的な姿勢を見せている。日本政府も経済連携協定(EPA)の重要性を認め、平成16年の経済連携促進関係閣僚会議の中で、EPA⁹は「WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして我が国の

表2 日本のFTA交渉の進捗状況

相手国	交渉開始	署名	発効
シンガポール	01/2001	01/2002	11/2002
メキシコ	11/2002	09/2004	04/2005
マレーシア	01/2004	12/2005	07/2006
チリ	02/2006	03/2007	09/2007
タイ	02/2004	04/2007	11/2007
フィリピン	02/2004	09/2006	
ブルネイ	06/2006	06/2007	
インドネシア	07/2005	08/2007	
アセアン	04/2005	04/2008	
GCC	09/2006		
インド	01/2007		
ベトナム	01/2007		
豪州	04/2007		
スイス	05/2007		
(韓国)	12/2003	(11/2004: 交渉凍結)	

出所) 外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp>) .

(中略) 経済的利益の確保に寄与」するものとして確認され、「早期締結に政府一体となって全力を傾注する」ことを明確に謳っている¹⁰。こうした決定を受け、日本はこれまでにシンガポール(2002年締結)、メキシコ(2004年)、マレーシア(2005年)、フィリピン(2006年)、チリ(2007年)、タイ(2007年)、ブルネイ(2007年)、インドネシア(2007年) およびアセアン全体(2008年)との間でFTAを締結してきた(表2)。FTAの「ドミノ効果」理論が予測するように、日本とアセアン諸国との間のFTAの交渉スピードは、とりわけ2005年に中国アセアンFTAの関税引き下げが実施され、2006年に韓国がアセアンとの間のFTAに署名した後に加速した。

表3は日本、韓国、中国のFTA締結相手国のプロフィールを整理したものである。近年日本のFTAの締結相手国数は増加しているが、締結相手国に対する日本の輸出依存率はわずか13.4%に過ぎず、韓国(22.9%)および中国(24.5%)と比較しても低い水準に留まっているということを確認しておきたい。日本が既にFTAを締結したアセアン各国は東アジアにおける生産ネットワークの中で重要な役割を果たしていることは事実であるが、日本にとっての最大の輸出市場は依然として米国(22.8%)であり、次いで中国(14.3%)、韓国(7.8%)である。この事実を裏返せば、日本の多くの輸出企業は依然として主要輸出先である米国、中国、韓国市場においてFTA非締結相手国として不利な条件での競争を余儀なくされているということである。また同表からは、これまで日本および中国は大きな市場規模を持つ国とのFTA交渉に積極的ではなかったことが読み取れる。日本のFTA締結相手国の人口の合計を世界シェアに換算すると10.4%、締結相手国のGDPの合計の世界シェアは僅か4.2%に過ぎない。

市場規模が大きく主要な貿易相手国との間でFTAを締結するということは、極力副作用の小さなFTA網を形成するという「新・開かれた地域主義」を実践する際の必要条件のひとつである。このような意味において、米韓FTAへの署名を終え、EUとのFTA交渉を開始した韓国は、既に大きな第一歩を踏み出しているとも言えよう。

3. FTAの自由化指標に関する諸問題

日本が締結したFTAの自由化水準を評価する前提とし

⁹ 日本政府はFTAではなくEPAという名称を採用しているが、本稿においては以降、日本が締結したEPAを含め全てFTAという言葉で統一して記載する。

¹⁰ 経済連携促進関係閣僚会議「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(平成16年12月21日) at <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizairenkei/kettei/041221kettei.html>.

て、本節では、FTAの自由化水準を評価する際に世界的に用いられている2つの指標の性質を経済厚生観点から分析する。利用されている指標が果たして何を計測しているかを正しく把握することなしに、FTAを評価することは避けなければならない。FTAにおける自由化水準は通常「貿易額ベース」または「タリフライン・ベース」のいずれかの指標で計測される。貿易額ベースの自由化指標 (LL_TV) は、FTA締結相手国からの輸入総額に占める、同国からの無税品目の輸入額合計のシェアとして定義される。すなわち、

$$LL_TV = \frac{M_j^F}{M_j} = \frac{\sum_{i=1}^I m_{ji}^F}{\sum_{i=1}^I m_{ji}^F + \sum_{k=1}^n m_{jk}^T}, \quad (1)$$

である。ただし、 M_j は統計が入手可能な過去のある時点(添え字 t 年は省略)におけるFTA締結相手国 j からの輸入総額、 M_j^F はFTA締結後の関税構造¹¹を上記 t 年における貿易構造に仮に当てはめた場合に得られる、同国からの無税品目の輸入額合計、 m_{ji}^F はFTA締結後に関税が撤廃されている品目 i の t 年における j からの輸入額、そして m_{jk}^T はFTAにおいて自由化例外品目とされた品目 k の t 年における j

からの輸入額である。

LL_TV 指標が与えてくれる情報は、あるFTA締結相手国からの過去の貿易データに、FTA締結後の関税構造を当てはめた場合に算出される無税品目の輸入割合である。しかしながら LL_TV 指標は、FTA締結後の輸入国における社会全体の厚生水準を示しているわけでも、また当該FTA交渉過程における輸入国側の自由化努力の水準を示しているわけでもない。例えば、FTAにおいて特定の品目が自由化約束の例外として扱われる場合、この指標の分母であるFTA締結相手国からの輸入総額は、仮に全品目で関税撤廃がなされ、完全な自由貿易が実現した場合の同国からの輸入総額と比較して(例外品目の税率が高くなればなるほど)過小となる¹²。二財の部分均衡モデルを用いて極端なケースを考えてみよう。FTA締結以前、A国(輸入国)はB国(輸出国)から財 i を無税で輸入していたが、財 k については禁止的関税を賦課していたために輸入が全くなされていなかったとする。このような状況の下、仮にA国とB国が「汚れたFTA」に署名し、当該FTAにおいても財 k に対するA国側の禁止的関税が自由化例外として維持されたとしても、 LL_TV 指標は100%となる。財 k はFTA

表3 日韓中のFTA締結相手国のプロフィール

	日本	韓国	中国	(豪州)
FTA締結相手国	アセアン諸国、 メキシコ、 チリ	アセアン諸国 (除くタイ)、 米国、 チリ、 EFTA	アセアン諸国、 チリ、 パキスタン、 香港、 マカオ、 NZ	米国、 シンガポール、 タイ、 NZ
相手国への貿易依存率				
輸出 (2006)	13.4%	22.9%	24.5%	17.0%
輸入 (2006)	15.5%	21.4%	13.7%	26.8%
相手国の市場規模				
人口 (世界に占める割合、2006)	10.4%	12.6%	11.4%	5.7%
GDP (世界に占める割合、2006)	4.2%	30.7%	3.4%	28.1%
輸出依存度の高い相手国 (2006)	米国 (22.8%) 中国 (14.3%) 韓国 (7.8%)	中国 (21.3%) 米国 (13.3%) 日本 (8.2%)	米国 (21.0%) 香港 (16.0%) 日本 (9.5%)	日本 (19.8%) 中国 (12.5%) 韓国 (7.5%)

出所) World Bank "WDI Online", United Nations "Comtrade"

¹¹ FTAにおける移行期間 (transitional period) 終了後のFTA特惠関税率。

¹² LL_TV 指標の分母が自由貿易時と比較して過大に評価されるという問題は、Anderson and Neary (2005) が指摘した貿易額加重平均関税率を用いて貿易保護の程度を計測する際に生じる問題、すなわち税率の高い品目ほど実現している貿易額シェアが過小なものとなるため、貿易額で関税率を加重平均した指標は経済厚生を示す指標として対応しないという問題と似ている。

締結後も禁止的関税が温存され、引き続き全く輸入がなされないため、同指標の分子（無税品目輸入総額）/分母（輸入総額）はともにFTA締結以前から既に無税であった財*i*の輸入額と等しくなるためである。この単純な例からも、*LL_TV*指標の水準がFTAの交渉過程における自由化努力や経済厚生とは何ら関係のない指標であることを容易に確認することが出来る。

更なる確認として、5財の部分均衡モデルを用いて得られる数値演算の結果をしてみることにしよう。図1の左のグラフは、輸入国において5財ともに禁止的関税が賦課された自給自足の状態から、1財ずつ、関税を漸進的に引き下げ、最終的には自由貿易の状態に移行する場合に算出される*LL_TV*指標と死荷重損失（DWL、経済の非効率性）の理論値の変化を表している。関税を漸進的に引き下げるにつれて輸入国の消費者余剰は拡大し、同国における死荷重損失は次第に解消されていく。他方同図からは、前述のとおり禁止的関税が残存する品目の数に関わらず、*LL_TV*指標が容易に100%やそれに極めて近い値を取り得ることを示している（性質1）。更に、関税を1財ずつ漸進的に引き下げる過程で、*LL_TV*指標は上下に激しく変動している。こうした変動は、上記性質1に加え、実際は関税引き下げにより輸入額や経済厚生が増加・改善していたとしても、ある品目の関税が完全に「撤廃」されない限り、税率が「引き下がる」だけでは同品目の輸入額が指標の分子（無税品目の輸入総額）には含まれず、したがって税率「引き下げ」を行っている区間（分母の輸入総額が増加している区間）では指標がむしろ低下する（性質2）という別の性質が相まって生ずるのである。このように*LL_TV*指標の

動きは貿易自由化努力や経済厚生の水準の動きとは全く相関していないことから、それらを代表する指標と見なすことはミスリーディングである。*LL_TV*指標に内在するこうした性質は、シンガポールや豪州のようにFTAを通じて全品目の関税を撤廃できるような政策上の自由度を持つ国のFTAではなく、日本のようにFTA交渉後も一部センシティブ品目の禁止的関税が残存する国のFTAを評価する際にとりわけ顕在化する問題である。

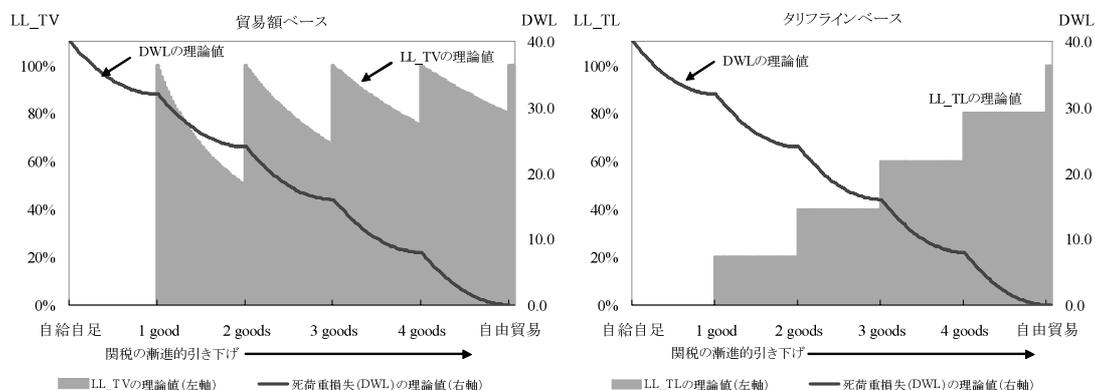
他方、タリフライン・ベースの自由化指標（*LL_TL*）は、輸入国側のタリフライン（品目）総数に占める、FTA締結後の締結相手国に対する無税タリフライン総数の割合として定義される。すなわち、

$$LL_TL \equiv \frac{TL^f}{TL} = \frac{\sum_{i=1}^j TL_i^f}{\sum_{i=1}^j TL_i^f + \sum_{k=1}^n TL_k^f}, \quad (2)$$

である。ただし、*TL*は輸入国におけるタリフライン総数（通常HSコード6桁またはそれ以上の桁数でカウントされる）、 TL_j^f はFTA締結後に対*j*国（FTA締結相手国）関税率が無税となるタリフラインの総数、 TL_i^f はFTA締結後に対*j*国税率が無税となるタリフライン*i*、 TL_k^f は*j*国とのFTAにおいても自由化の例外扱いとされるタリフライン*k*である。

この*LL_TL*指標もまた多くの問題点を抱えている。例えば、この指標の計算の過程においては、実際にFTA締結相手国が当該タリフラインの財を生産・輸出する能力を有しているか否かに関わらず、全てのタリフラインのウェイトが同等に扱われている。したがって、*LL_TL*指標の上昇は必ずしも貿易額拡大や経済厚生の改善を保証するもので

図1 漸進的関税引き下げ時の自由化指標と死荷重損失の変化（理論値）



注) *LL_TV*指数、*LL_TL*指数、死荷重損失（DWL）の各理論値は、小国における線形の輸入需要関数 $q = a - bp$ （ $a = 5$, $b = 1$ ）を仮定し、関税率を1財ずつ徐々に引き下げた場合の値である。分析を容易にするため、各財の輸入需要は他の財の国内価格変化から影響を受けず、かつ輸入需要関数は5つの財ともに同じ形状をしていると仮定し、さらに各財の世界価格は1で標準化して理論値を求めた。
出所) 筆者算出。

はない。またLL_TV指標と同様に、税が撤廃されない限り、ある品目の関税が単に「引き下がる」だけでは分子にカウントされないため、実際には関税引下げにより経済厚生が改善していても指標が変化しないことがあり得る（図1右のグラフ）。他方でLL_TL指標の場合、禁止的関税賦課品目が相当程度残存している状況で、指標が100%やそれに極めて近い値をとるということはあり得ない（性質1'）。

また輸入国が自由化を進めて経済厚生が徐々に上昇していく過程において、少なくとも、同指標が低下すること（および上下に変動すること）はあり得ない（性質2'）。裏を返せば、同指標が上昇している際、経済厚生が低下していることは少なくともあり得ない。これらはLL_TV指標の場合には成立し得ない、LL_TL特有の望ましい性質である。LL_TL指標のこうした性質・限界を把握したうえで、同指

表4 主要東アジア諸国のFTAにおける関税自由化水準（移行期間後）

FTA	輸入国	自由化水準		出所	
		タリフライン・ベース	貿易額ベース		
日本	日本シンガポール (改訂以前)	日本 シンガポール	76.2% (*) NA	94.0% 100.0%	1
	日本メキシコ	日本 メキシコ	87.0% (*) NA	87.0% 98.0%	3
	日本マレーシア	日本 マレーシア	88.8% (*) NA	94.0% 99.0%	1
	日本フィリピン	日本 フィリピン	NA NA	92.0% 97.0%	1
	日本インドネシア	日本 インドネシア	NA NA	93.0% 90.0%	1
	日本タイ	日本 タイ	NA NA	92.0% 97.0%	1
	日本ブルネイ	日本 ブルネイ	NA NA	99.9% 99.9%	1
	日本チリ	日本 チリ	NA NA	90.1% 99.8%	2
	(MFN実行税率, Jan. 2007)	日本	40.9% (*)	NA	
韓国	韓国チリ	韓国 チリ	96.3% 98.8%	99.9% 96.2%	4
	韓国シンガポール	韓国 シンガポール	91.6% 100.0%	NA 100.0%	5
	韓国アセアン	韓国 アセアン ⁶	No less than 90% No less than 90%	No less than 90% No less than 90%	7
	韓国米国	韓国 米国	99.7% 100.0%	NA NA	5
中国	中国アセアン	中国	95.0%	NA	4
豪州	豪州米国	豪州 米国	100.0% 98.1%	100.0% 99.2%	4
	豪州タイ	豪州 タイ	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	4
	豪州NZ	豪州 NZ	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	4
	豪州シンガポール	豪州 シンガポール	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	6
アセアン	AFTA	アセアン6	98.0%	NA	4
		CLMV	50.0%	NA	

出所)

1) 外務省“ On Economic Partnership Agreements (EPA) ”(Paper presented at the Council on Economic and Fiscal Policy (CEFP) on Feb. 7 th, 2007. available at: <http://www.keizai-shimon.go.jp/special/global/epa/02/item1.pdf>.

2) 経済産業省ウェブサイト website, available at: http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/index.html.

3) METI (2007) , p.502.

4) Ueno (2007) pp.17-19.

5) Chae, Wook (2007) "Korea's FTA Policy: Achievement and Policy Agenda" available at: http://www.kiep.go.kr/kiépNews/seminar_data_view.asp?num=180085

6) WTO (2007) p.22.

7) JETRO通商弘報 (June 16, 2006)

*) 日本の関税率表およびFTA条文より筆者計算。

標をFTA締結前後で比較し、必要に応じてFTA締結相手国の実際の産業構造や輸入国側の例外品目に関する情報なども補完的に考慮することにより、あるFTAにおける輸入国の自由化努力や貿易への影響を評価することには一定の意義が伴うであろう。

なお、両指標を用いて日本および主要東アジア諸国が締結したいくつかのFTAを評価してみると、*LL_TV*指標を用いた場合、日墨FTAを除き日本のFTAは軒並み90%以上の高い値となっているが、*LL_TL*指標を用いて筆者が計算したところ、日星FTA、日墨FTA、日馬FTAともに日本側の自由化水準は90%未満の値であった（表4）。

他方、シンガポールおよびオーストラリアといった先進国は、主要な貿易相手国とのFTAを通じて関税を完全に撤廃している。韓国も既に署名された米韓FTAにおいて99.7%のタリフラインにつき関税を撤廃している。東アジアにおいて近年締結されている新しいタイプのFTAと比較した場合、これらFTAにおける日本のタリフライン・

ベースの自由化水準は極めて低い水準にある。

4. FTAおよびWTOにおける日本の貿易保護のパターン

前節後半では、日本を含む東アジア主要国が締結したFTAの自由化水準をレビューし、日本のタリフライン・ベースの自由化水準が相対的に低いことを指摘した。本節では、日本が締結したFTAの中でも特に日星FTA、日墨FTA、日馬FTAに焦点を当て、部門、産業、品目グループ、および品目別に日本側の自由化水準を分析する。さらに、日本における貿易保護のパターン、とりわけ分析対象とした3つのFTAおよびWTOにおいて一貫して重度に保護され続けている品目を抽出し、それら品目の北東アジア諸国からの輸入状況を概観することで、北東アジアFTA締結に向けた政治的実現可能性を検証する¹³。

前節で指摘した貿易額ベースの*TT_LV*指標に内在する問題を回避するため、本節における分析は全て*TT_TL*指標を用いている。また本節以降の分析では、輸入割当や国家貿

表5 部門・産業別の自由化水準

産業 (HSコード「部」)	自由化水準			
	JPN-SIN	JPN-MEX	JPN-MAS	MFN
総計	75.8%	85.4%	88.3%	40.6%
農業部門 (Sec. 1 - 4)	18.8%	41.7%	54.0%	18.8%
鉱工業部門 (Sec. 5 - 21)	92.4%	98.0%	98.3%	46.9%
1 動物、動物性生産品	19.9%	46.2%	38.5%	19.9%
2 植物性生産品	29.2%	50.0%	76.0%	29.2%
3 動植物性油脂、調製食用脂等	23.0%	36.8%	57.5%	23.0%
4 調製食料品、飲料、煙草等	10.1%	33.1%	49.6%	10.1%
5 鉱物性生産品	91.7%	100.0%	99.5%	75.5%
6 化学工業の生産品	94.7%	96.6%	99.1%	38.0%
7 プラスチック・ゴム・同製品	93.9%	100.0%	100.0%	34.8%
8 皮革・毛皮と同製品、旅行用具等	29.3%	88.9%	88.0%	28.9%
9 木材・木炭・コルク・同製品等	36.3%	80.9%	82.8%	36.3%
10 木材、繊維素繊維パルプ、紙類	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
11 繊維用繊維及びその製品	99.5%	99.5%	99.5%	4.1%
12 履物、帽子、傘、羽毛製品等	22.0%	86.6%	78.0%	4.7%
13 石・セメント・陶磁・ガラス製品	100.0%	100.0%	100.0%	60.4%
14 真珠、貴石、貴金属等	98.8%	100.0%	100.0%	72.5%
15 卑金属及びその製品	100.0%	100.0%	100.0%	71.9%
16 機械類及び電気機器・同部品	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%
17 輸送機械関連品	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%
18 光学・精密・医療機器・時計等	98.9%	100.0%	100.0%	96.8%
19 武器及び銃砲弾	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
20 雑品	98.4%	100.0%	100.0%	56.3%
21 美術品、収集品及びこつとう	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 表内の数値は各産業の総タリフライン数に占める無税タリフラインの割合。
出所) 筆者計算。

¹³ 日本のFTAにおける自由化または保護の状況を詳細に分析した研究は少ない。上野(2007)は日本をはじめとする主要国が締結したFTAの自由化水準を評価しているが、産業・品目別の分析は行っていない。Cheong(2006)は農業セクターに絞り日本を含むいくつかの国のFTAの自由化水準の分析を試みているが、日本における品目別の保護のパターンに関するFTA横断的な検証は行っていない。

易制度といった非関税障壁がFTA締結後も残存している場合、例えば当該品目のFTA特惠税率が無税であったとしても当該品目は「非自由化品目」と見なしている。輸入割当や国家貿易制度は関税同様に貿易を歪め、場合によっては関税以上に経済厚生を損ねるものである。またガット第24条8(b)も、FTAの締結にあたり、域内国は関税のみならず「その他の制限的通商規則」を「実質上のすべての貿易について」廃止することを要求している。これらの経済学的・法的な事実にも関わらず、FTAの自由化水準の評価を行っている先行研究や政府発表資料においては非関税障壁の存在がしばしば無視されている¹⁴。

表5は上記3つのFTAおよびWTOにおける日本の部門・産業別の自由化約束水準を示したものである。同表からは、農業部門、鉱工業部門ともに、FTA交渉を重ねる度にWTOにおける約束内容と比較して日本の自由化水準が次第に上昇していることが確認できる。農業部門においても、WTOの下では無税かつ非関税障壁が存在しない品

目のシェアが18.8%であったのに対し、日墨FTAにおいては41.7%、日馬FTAにおいては54.0%という水準を達成している。このように日本の農業部門は全体として着実に自由化を進めているものの、鉱工業部門は日墨・日馬FTAにおいて既に98%を越える自由化水準を実現しているということ、さらに鉱工業部門に含まれるいくつかの産業においては既に100%の自由化水準を達成しているということ踏まえた場合、農産品全体としての自由化水準は依然として相対的に低い状況にあると言わざるを得ない。

このように、日本のFTAにおいては農業部門と鉱工業部門における自由化水準が大きく乖離しているが、このことと、農業部門に含まれる全ての品目が等しく手厚い保護を受けているか否かということは全く別の問題である。

表6は農業部門に限定して品目グループ別の自由化水準を示したものである。同表からも、農業部門の中でも品目グループ毎に自由化の水準に大きな差異があることがうかがえる。例えば「生きた樹木その他植物、根、切花等

表6 農産品目グループ別の自由化水準

品目グループ (HSコード2桁)	自由化水準			
	JPN-SIN	JPN-MEX	JPN-MAS	MFN
01 生きた動物	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%
02 肉及び食用のくず肉	24.8%	30.1%	42.5%	24.8%
03 魚・甲殻類、軟体動物等	4.0%	61.5%	36.0%	4.0%
04 酪農品、鳥卵、天然はちみつ等	5.6%	8.3%	9.7%	5.6%
05 その他動物性生産品	87.1%	93.5%	100.0%	87.1%
06 生きた樹木その他植物、根、切花等	85.7%	100.0%	100.0%	85.7%
07 食用野菜、根及び塊茎	10.9%	62.2%	85.7%	10.9%
08 食用果実	10.9%	55.4%	92.1%	10.9%
09 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	48.6%	54.2%	97.2%	48.6%
10 穀物	26.7%	26.7%	40.0%	26.7%
11 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉等	10.8%	10.8%	31.2%	10.8%
12 採油用種・果実、工業用植物等	59.5%	63.5%	81.1%	59.5%
13 ラック・ガム、樹脂その他植物性エキス等	66.7%	71.4%	85.7%	66.7%
14 植物性組物材料・その他植物性生産品	43.8%	43.8%	100.0%	43.8%
15 動植物性油脂及びその分解生産物等	23.0%	36.8%	57.5%	23.0%
16 調製品(肉、魚又は甲殻類、軟体動物等)	6.0%	52.0%	28.0%	6.0%
17 糖類及び砂糖菓子	10.2%	10.2%	24.5%	10.2%
18 ココア及びその調製品	13.3%	16.7%	30.0%	13.3%
19 穀物・穀粉・ミルク調製品、ベーカリー製品	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%
20 調製品(野菜、果実、ナットその他)	1.5%	36.9%	85.8%	1.5%
21 各種調製食料品	1.9%	20.8%	34.9%	1.9%
22 飲料、アルコール及び食酢	40.7%	81.5%	66.7%	40.7%
23 食品工業残留物及びくず並びに調製飼料	83.3%	85.7%	95.2%	83.3%
24 たばこ及び製造たばこ代用品	18.2%	27.3%	18.2%	18.2%

注) 表内の数値は各HS 2桁分類の総タリフライン数に占める無税タリフラインの割合。80%以上のタリフラインが自由化されている品目グループについては網掛けをしている。

出所) 筆者計算。

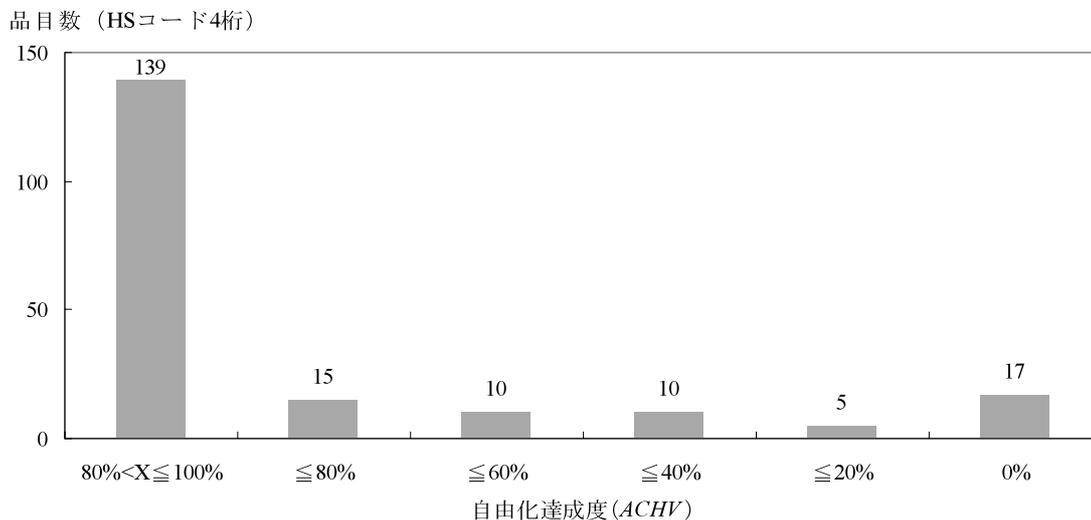
¹⁴ 例えば、METI(2007)も日本がFTAにおいて維持している輸入割当や国家貿易制度については全く言及していない。

(HS06)、「植物性組物材料・その他植物性生産品(HS14)」といった品目グループは、既にいくつかのFTAにおいて関連する全てのタリフラインを自由化している。「食用野菜、根及び塊茎(HS07)」、「食用果実(HS08)」、「調製品(野菜、果実、ナットその他)(HS20)」といった品目グループも、WTOにおける約束内容と比較して日墨・日馬FTAにおいては大幅な自由化約束を行っている。他方、「酪農品、鳥卵、天然はちみつ等(HS04)」、「穀物(HS10)」、「穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉等(HS11)」、「糖類及び砂糖菓子(HS17)」、「穀物・穀粉・ミルク調製品、ベーカリー製品(HS19)」といった品目グループについては、WTOおよび全

てのFTAにおいて一貫して高い保護水準を享受している。

次に、FTA横断的に一貫して重度な保護を享受している品目を抽出するために、更に詳細な品目分類(HS 4桁ベース)を用いて「達成度指数(ACHV)」という指数を構築する。当指数は、HS 4桁の品目(n)に含まれるタリフラインの総数に占める、3つのFTAにおいて一度でも自由化されたタリフライン($\sum I_{iEN}^{SIN\tau=0\%} \cup \sum I_{iEN}^{MEX\tau=0\%} \cup \sum I_{iEN}^{MIS\tau=0\%}$)と、MFN実行税率または一般特惠関税制度(GSP)におけるLDC特惠税率が10%以下で従価税が採用されているタリフライン($\sum I_{iEN}^{WTO\tau\leq 10\%} \cup \sum I_{iEN}^{GSP\tau\leq 10\%}$)の和集合の割合として定義している¹⁵。すなわち、

図2 達成度指数の度数分布(上段グラフ)およびゼロ達成品目(下段表)



達成度ゼロの17品目

牛肉関連品目	生鮮・冷蔵牛肉(HS0201、TL=6)、冷凍牛肉(HS0202、TL=6)
乳製品関連品目	ミルク及びクリーム(非濃縮・非加糖)(HS0401、TL=11)、バターミルク、ヨーグルト、発酵・酸性化ミルク・クリーム(HS0403、TL=25)、バター、デイリースプレッド(HS0405、TL=13)、アイスクリームその他の氷菓(HS2105、TL=8)
砂糖関連品目	甘しや糖・てん菜糖・純粋なしよ糖(HS1701、TL=8)、天然はちみつ(HS0409、TL=1)
穀物関連品目	小麦・メスリン(HS1001、TL=8)、大麦・裸麦(HS1003、TL=4)、コメ(HS1006、TL=8)、小麦粉・メスリン粉(HS1101、TL=3)、小麦グルテン(HS1109、TL=1)
たばこ関連品目	たばこ(製造たばこ以外)・くずたばこ(HS2401、TL=3)
植物油関連品目	大豆油・その分別物(HS1507、TL=3)、落花生油・その分別物(HS1508、TL=3)、菜種油・からし油等(HS1514、TL=6)

注) 括弧内は当該品目のHS番号(4桁)および当該HS番号に含まれるタリフライン総数。
出所) 筆者作成

¹⁵ 本稿で用いたMFN実行税率およびLDC特惠税率は2007年1月時点における日本の関税率表に掲載されていた税率であるが、後にLDC特惠税率についてはいくつかの品目について追加的な関税引き下げが実施されている。

$$ACHV_n = \frac{\sum_{i \in n} I_{i \in n}^{SIN \tau = 0\%} \cup \sum_{i \in n} I_{i \in n}^{MEX \tau = 0\%} \cup \sum_{i \in n} I_{i \in n}^{MST \tau = 0\%} \cup \sum_{i \in n} I_{i \in n}^{WTO \tau \leq 10\%} \cup \sum_{i \in n} I_{i \in n}^{SP \tau \leq 10\%}}{\sum_{i \in n} I_{i \in n}} \quad (3)$$

である。この指数が小さければ小さいほど、当該品目は通商協定横断的に一貫して関税または非関税障壁による保護の恩恵を享受してきたことを示している。なお、ここでも非関税障壁によって保護されている品目は自由化品目としてカウントしていない。

驚くべきことに、196の農産品のうち達成度がゼロであった品目、すなわち当該HS 4桁に含まれる如何なるタリフラインも一度も自由化されていない品目はわずか17品目のみであり、139の品目については既に80%以上の達成度を實現している（図2）。

換言すると、当該139の品目については現状8割以上のタリフラインが、既にひとつ以上のFTAで自由化されている、MFN税率またはLDC特惠税率が10%以下の従価税率という軽度な関税しか賦課されていない、という2つの条件の両方またはいずれかを満たしており、かつ如何なる非関税障壁も残存していないという状況にある。

これら17の品目は牛肉、乳製品、砂糖、穀物（小麦、大麦、コメ）、それらを原料とする製品または代替品（小麦粉、天然はちみつ等）、タバコ、植物油類に集約されており、例えばいかなる果物や水産物も含まれていない。またこれら品目の中には通常の関税のみならず関税割当、国家貿易制度、価格安定化を目的とした市場介入措置、関税収

表7 主要農産品の生産地に関する地理的集中度

	HHI	CR1	CR3	(Top 3 Prefectures)
コメ	385.2	9.7%	21.8%	新潟、北海道、秋田
麦類	3,425.7	57.0%	72.6%	北海道、福岡、佐賀
小麦*	3,916.0	61.4%	74.9%	北海道、福岡、佐賀
二条大麦*	1,872.4	28.7%	66.7%	佐賀、栃木、福岡
六条大麦*	1,460.7	29.2%	53.5%	福井、茨城、栃木
雑穀	1,518.9	34.3%	52.5%	北海道、茨城、栃木
豆類	1,685.1	38.8%	50.4%	北海道、千葉、兵庫
いも類	1,455.8	32.0%	55.5%	北海道、鹿児島、千葉
野菜	384.9	8.4%	23.5%	北海道、千葉、茨城
果実	461.7	10.0%	25.7%	青森、和歌山、長野
花木	554.9	17.7%	28.2%	愛知、福岡、千葉
工芸農作物	1,134.1	23.9%	53.0%	北海道、静岡、鹿児島
てんさい**	10,000.0	100.0%	100.0%	北海道
サトウキビ**	5,073.2	58.8%	100.0%	沖縄、鹿児島
こんにゃくいも**	8,701.4	93.1%	99.8%	群馬、栃木、茨城
葉たばこ**	1,416.1	22.5%	54.3%	宮崎、熊本、鹿児島
苗木類その他	438.0	11.2%	25.1%	福岡、愛媛、愛知
肉用牛	633.1	14.4%	37.5%	鹿児島、北海道、宮崎
黒毛和種***	785.6	19.4%	40.5%	鹿児島、宮崎、北海道
褐毛和種***	4,693.1	67.1%	85.0%	熊本、高知、北海道
その他***	954.1	19.1%	43.0%	宮崎、北海道、福岡
乳用牛	2,027.7	43.7%	51.8%	北海道、栃木、群馬
生乳	1,872.6	41.8%	50.0%	北海道、栃木、千葉
豚	544.8	13.5%	30.1%	鹿児島、宮崎、茨城
鶏	436.3	10.2%	27.3%	鹿児島、岩手、宮崎
鶏卵	343.9	6.5%	17.3%	千葉、茨城、愛知
ブロイラー	1,014.0	18.0%	51.7%	宮崎、鹿児島、岩手
その他畜産物	4,283.4	64.8%	74.8%	北海道、愛知、熊本
加工農産物	1,103.8	25.2%	48.8%	静岡、鹿児島、茨城
総計	382.2	12.2%	21.6%	北海道、千葉、鹿児島

注) 各指標は農林水産省のAgricultural Output 2006: Municipality Estimatesにおける2006年の産出額に基づき算出している。ただし「*」印のものはProduction of Wheat and Barley 2006における2006年の収穫量（トン）、「**」印のものはData on Agriculture, Forest and Fishery by Cities 2005における2005年の収穫量（トン）、「***」印のものはStatistical Survey on Livestockにおける2007年2月時点の飼養頭数のデータを用いた。

Herfindahl-Hirschman指数（HHI）は各県の市場シェアの二乗和、市場集中度（The Concentration Ratio: CRn）は上位1県および上位3県の市場シェア合計として定義される。

出所) 上記農林水産省統計 (<http://www.ma.go.jp>) をもとに筆者計算。

¹⁶ 牛肉、乳製品、小麦、砂糖に関する保護主義的な措置についてはKimura, et al (2007) を参照のこと。

表8 中国・韓国による日本の重度保護品目の貿易状況

(US million\$, 2006)	HS	日本の輸入				中国の輸出	韓国の輸出	(豪州の輸出)	
		総計	中国産 (%)	韓国産 (%)	対世界	対世界	対世界		
生鮮・冷蔵牛肉	HS0201	1,267.0	0.0	0.0%	0.0	0.0%	31.6	0.0	1,713.1
冷凍牛肉	HS0202	675.0	0.0	0.0%	0.0	0.0%	32.6	0.8	1,952.0
ミルク及びクリーム (非濃縮・非加糖)	HS0401	0.1	0.1	75.3%	0.0	0.0%	23.9	0.0	73.1
バターミルク、ヨーグルト、発酵・酸性化ミルク・クリーム	HS0403	0.1	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.8	6.4	35.1
バター、デリースプレッド	HS0405	12.9	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.0	149.5
天然はちみつ	HS0409	62.1	50.0	80.4%	0.0	0.0%	105.3	0.0	21.7
小麦・メスリン	HS1001	1,280.5	1.1	0.1%	0.0	0.0%	161.2	0.0	2,542.2
大麦・裸麦	HS1003	260.5	0.0	0.0%	0.0	0.0%	1.0	0.0	699.5
コメ	HS1006	302.6	53.9	17.8%	0.0	0.0%	408.7	0.0	164.1
小麦粉・メスリン粉	HS1101	1.5	0.0	0.2%	0.0	0.0%	97.0	6.5	64.1
小麦グルテン	HS1109	21.9	0.1	0.5%	1.0	4.8%	4.0	0.8	51.0
大豆油・その分別物	HS1507	52.5	32.6	62.1%	0.3	0.5%	72.1	3.3	0.6
落花生油・その分別物	HS1508	1.4	0.6	40.7%	0.0	0.0%	15.4	0.0	0.8
菜種油・からし油等	HS1514	13.8	1.5	10.6%	0.0	0.0%	90.5	0.0	23.1
甘しや糖・てん菜糖・純粋なしよ糖	HS1701	493.3	4.5	0.9%	0.6	0.1%	60.8	125.3	83.2
アイスクリームその他の氷菓	HS2105	54.6	0.1	0.2%	0.6	1.1%	16.6	10.2	35.3
たばこ(製造たばこ以外)・くずたばこ	HS2401	212.3	18.3	8.6%	0.0	0.0%	287.9	14.0	5.9

出所) United Nations "Comtrade".

入または国家貿易に伴う政府売渡時の差益収入を財源とする各種補助事業、およびWTO農業協定に基づく特別セーフガード措置等の恩恵を重複して享受してきたタリフラインも多く含まれている¹⁶。

わずかに17品目のみ、一貫して特別に手厚い保護を享受し続けてきているという事実は、政治経済学的な枠組みを用いて説明することが出来る。すなわち、生産地が地理的に一部の地域に集中している品目の生産者は、生産地が全国に分散している品目の生産者と比較して、政治家に対して保護を求める為の利益団体を相対的に少ないコストで組織化・運営することが可能となり、ロビー活動を効果的に行えるというものである¹⁷。同時に政治家にとっても、地元で集中的に生産されている産品を保護する政策を導入・維持すれば、その政策の成果を地元の有権者に対して直接的

に還元・アピールすることが可能となるかもしれない。

表7は生産地の地理的な集中度合いを表すいくつかの指標を主要農産品別に示したものである。生産統計と貿易統計とでは品目の分類が完全には一致していないものの、コメを例外とすれば、上記の重度保護品目またはその原材料となる品目・家畜は日本の極めて限られた地域で集中的に生産されている。例えば、砂糖の原料となる甜菜に関するハーフィンダール=ハーシューマン指数(HHI指数)は10,000と最も高い(北海道においてのみ生産)。サトウキビ(5,073)、肉用牛(褐毛和種)(4,693)、小麦(3,916)、乳用牛(2,027)、生乳(1,872)などの集中度も、例えば野菜(385)、果物(462)、花(555)などとの比較において極めて高い。日本が小麦、牛肉、乳製品、砂糖の主要輸出国である豪州との間でFTA交渉を開始するにあたり、

¹⁷ 生産地が地理的に一部の地域に集中している品目の生産者は政府から保護や支援を受けやすいということを実証分析した先行研究としては、例えばCaves(1976)、Gardner(1987)、および Metcalfe and Goodwin(1999)等を参照のこと。

¹⁸ 農林水産省と北海道庁は日豪FTAにより関税が撤廃された場合、これら四品目は壊滅的状况に追い込まれるという趣旨の報告書を公表している。農林水産省国際部(2007)『日豪EPA/FTAの交渉に当たって』、at http://www.ma.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/au_epafta.html、北海道庁農政部(2006)『日豪FTAの本道への影響について』、at <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/nouseihp/EPA% E4% BA% A4% E6% B8% 89>。

これら四品目（重度保護品目）の生産者は農林水産庁およびいくつかの地方自治体の支援を受ける形で日豪FTAに対する大規模なネガティブ・キャンペーンを展開した¹⁸。FTA締結により国内の農業基盤がどの程度影響を受けるのかという議論とは別の問題として、何故他の品目と比較して17品目に対してとりわけ手厚い保護を一貫して与え続けているのかという理由につき、今後政府は消費者や他の品目の生産者が納得しうる形で説明責任を果たしていくべきであろう。

最後に、これら重度保護品目に関する韓国、中国の輸出キャパシティ、すなわち対世界輸出額を整理することにより、北東アジアにおいて日本がクリーンなFTAを締結することの政治的な実現可能性について簡単な検証を行う。表8に示されているとおり、小麦、牛肉、乳製品については、豪州との比較において韓国、中国の対世界輸出は限定的な規模となっている。しかしながら、コメ、小麦粉、はちみつ、植物油、およびタバコについては中国の対世界輸出規模が豪州のそれを大きく上回っており、砂糖については韓国の対世界輸出規模が豪州のそれを上回っている。したがって、仮に日本が韓国および中国との間でFTA交渉を本格化させた場合、これら品目の生産者および当該品目の代替品や原材料の生産者により、FTAに対する強力なネガティブ・キャンペーンが展開される可能性は否定できないであろう。

この17品目のなかには牛肉や小麦をはじめ、日本の輸入額が大きい品目が含まれている一方で、これら品目のタリフラインの数が日本のタリフライン総数に占める割合は、HSコード9桁で算出する場合1.3%（117ライン）、HSコード6桁の場合には僅か0.8%（40ライン）に過ぎない。この事実は、日本はタリフライン・ベースでFTAの交渉目標設定や評価を行い、保護されている品目（タリフライン）の数を中長期的に減らしていくという選択肢を採用する方が、国内で生ずる保護への強い要求を最低限満たすということと、国際社会からも許容される形でFTA網の形成を推進するというを両立させていく上で望ましい戦略となりうることを示唆するものである。

5. 北東アジアにおける法的な統合の必要性

東アジアにおいて日本・韓国・中国を結ぶ法的な経済統合のみが欠如しているという事実は、実体経済との間に深刻な乖離を産み出している。北東アジア地域は日本と韓国および中国との間の政治的な緊張に長い間翻弄されてきた。このことが政治と経済との間の大きな不整合を産み出した主たる原因である。他方で、日本と韓国・中国との間

で生じている問題の大部分は、官民の様々なレベルにおける意思疎通の欠如に起因している。その意味において、日中韓が歩調を合わせて何らかの取り組みを行うということ自体、依然として意義深いことである。FTAの交渉・締結は、相互に意思疎通を行い、政治的な緊張を和らげるための機会を当該3カ国に対して提供し得るであろう。

こうした政治的な動機に加え、北東アジアにおけるFTAの締結は様々な経済上の利益をもたらす。前節では、とりわけ日本における農産品保護の問題に焦点を当てて分析を行った。FTA締結を通じ、農産品に賦課されている非効率な保護を撤廃するとともに、北東アジア各国間で食料安全保障および食の安全性を確立するための強固な経済関係を構築することは重要である。しかしながら、日本のGDPに占める農業部門のシェアを踏まえた場合、農産品の自由化が日本経済全体に及ぼす効果というものはさほど大きなものではないかもしれない。むしろ、北東アジアFTA締結により長期的に大きな経済効果が期待される分野は主要な製造業およびサービス産業である。仮に日韓中政府がFTAを政策手段として柔軟に活用する程の自由度を有しているならば、以下で示すとおり、同地域におけるFTAの経済効果はより大きなものとなるであろう。

第一に、北東アジアFTAが締結されれば、同地域において既に確立されている国際的な生産・流通ネットワークが更に活性化されることが期待される。企業内・企業間の取引を洗練された方法で組み合わせ、生産工程の国際分業を効率的に追求してきたという意味において、北東アジアおよび東アジアにおいて確立された生産・流通ネットワークは類を見ないものである。企業レベルにおける生産工程のフラグメンテーションは、途上国における産業集積をもたらすと同時に、地場の企業と起業家に対して国際的な生産ネットワークに参加するための稀少な機会を提供している。産業集積間の取引も急速に成長し、これは南々貿易の拡大にも貢献している。アジア経済のダイナミズムにとって、今や同地域で形成されている国際的な生産・流通ネットワークの存在は欠かせないものとなった。

東アジアにおける国際的な生産・流通ネットワークは民間セクターのイニシアティブと市場の力により発展したものであるが、歩調の取れた政策的支援によって更なる進化を遂げることも可能であろう。その意味において、FTAは民間セクターおよび市場の力を更に活用する為に必要な政策環境を提供し得るものである。より具体的には、韓国および中国は依然として製造業部門において国境措置を維持しているため、FTA締結を通じて残存する関税その他制限的な通商規則を撤廃することはビジネス上のコストを

軽減する上で極めて重要である。またFTAには、国境措置の撤廃のみならず、FTAにおいてはビジネス環境を改善するために必要な規律を柔軟に盛り込むことも可能である。そうした政策手段の例としては、貿易・投資円滑化措置、投資自由化、知的財産権の保護、ビジネス上の問題を解決するための官民対話チャネルの確立、技術・経済協力、あるいはエネルギー、環境、通貨、金融分野における政策に関する協調等があげられる。日本とアセアン加盟国との間の二国間FTAにおいては、こうした政策協調に関するいくつかの規律が豊富に盛り込まれている。

第二に、日本・韓国・中国においては、それぞれが伝統的に競争力を持っていた製造業部門以外の新たな産業部門が発展の途上にある。北東アジア諸国は経済の工業化で大きな成功を収めたが、近年は世界の他の地域も同様に産業構造の高度化を推し進めている。相対的に労働集約的な生産工程を単に海外に移管するという方法とは別の次元で如何に産業構造の高度化を遂げるかということは、日本にとっても大きな課題である。これまで日韓中の政府は、ともすると製造業に偏重した政策環境を構築・提供してきた。しかしながら、産業構造を制御・固定すること自体を政策の目標に据えるということは必ずしも懸念な選択肢ではなく、むしろ政府は民間部門が市場のダイナミズムを活用しやすい環境を提供していくことに資源を投入すべきである。この意味において、サービス、投資、政府調達、知的財産権といった分野における規制・制度改革を加速させるうえで、FTAは大きな役割を果たす。米韓FTAを含む先進国による新たなFTAをレビューし、こうした観点で如何なる規律が盛り込まれているかを考察することは意義深いであろう。

第三に、仮に北東アジアにおいてFTAが締結される場合、日本、韓国、中国は将来の国際経済秩序の形成過程において指導的役割を發揮できる潜在性を有している。当該3カ国は経済の工業化という面において大きな成功を収めたが、その代償として世界の他の国々から様々な保護主義的な要求を突きつけられ、これに対処して来ざるを得なかった。とりわけ近年の対処方法は、新たな通商ルール形成過程において積極的な協調行動を取るというよりは、専ら各国がWTOにおける紛争解決手続に頼るというものであった。日韓中は世界の成長センターとなった東アジア経済の活力を下支えしている主要プレーヤーであり、東アジア、アジア太平洋のみならず、世界レベルにおける政策対話において指導的役割を發揮できる潜在的な能力を有しているはずである。日韓中はいずれもルール・メイキングによるアプローチではなく機能的・実質的なアプローチを好

む伝統、民間部門との対話を重視する伝統、厳格な紛争解決手続の場における対立よりも現実的な問題解決方法を模索することを好むといった伝統等を共有している。北東アジア諸国は協調行動を取り、同地域におけるこうした美德をアジア太平洋、および世界全体に更に普及すべきであろう。必要に応じて、北東アジア諸国は更に効果的にAPECの場を活用することも出来よう。

6. 結語

本稿第4節で考察したとおり、日本のFTAにおける保護の程度は農産物の中でも相当に異なっている。分析対象とした全てのFTA及びWTOにおいて一貫して重度に保護された品目はもはや極僅かな農産物のみであり、その多くは生産地が地理的に極度に集中している品目であることが明らかになった。したがって、「日本の農産物は保護されている」という一般的な主張はもはや正しいとは言えない。また、FTA交渉を製造業と農業との間のゼロサム・ゲームであるかの如く単純化することは、人々の目を真実から背けてしまうという意味においてむしろ有害である。日本政府は保護主義者達による事実に基づかないゼロサム・ゲーム論に翻弄されることなく、農業保護の政治経済的な特性に正面から向き合っただけで、国際的に受け入れられる解をFTA交渉において追求するというスタンスに転換すべきである。

日本、韓国、中国がFTAによって結びつくことの重要性は第5節において述べたとおりである。しかしながら、このことは、日本、韓国、中国が限定的なメンバーと限定的な自由化水準により閉ざされた統合を追求すべきということの意味するものではない。域外に対してもオープンな形で進展している東アジアの実体経済の統合の本質を理解すれば、日韓中FTA、アセアン+3による東アジアFTAではなく、アセアン+6による拡大版東アジアFTA、あるいはAPEC・FTAを目指すべきことが重要であることは言うまでもない。その過程では、既に域内外で構築されつつある複雑なFTAの網の目を単純化する為に不可欠な制度調和の為の努力も求められるであろう。米韓FTAの交渉妥結およびEUとのFTA交渉開始を通じ、韓国は既に「新・開かれた地域主義」に向けて大きな第一歩を踏み出している。他方、日本と中国は、それを実現する為に必要な政策上の自由度を未だ十分に確保できないでいる。日本が中国・韓国との間で自由化水準の高いFTAを締結することは政治的に容易ではない。しかしながら、FTA締結に伴う経済的な利益獲得という観点のみならず、現在難航しているドーハ開発アジェンダの交渉が仮に十分な成果を

あげないまま終了した場合に到来するであろう新たな国際経済秩序形成プロセスにおいてイニシアティブを取るという観点からも、北東アジア諸国が自由化水準の高いFTAを域内外で締結しておくことは戦略的に重要である。

参考文献

Anderson, James E. and J. Peter Neary. 2005. *Measuring the restrictiveness of international trade policy*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

Baldwin, Richard E. (1995) "A domino theory of regionalism." in *Expanding Membership of the European Union*. Richard E. Baldwin, Pertti Haaparanta and Jaakko Kiander eds. New York: Cambridge University Press.

Bhagwati, Jagdish. (1995) "U.S. Trade Policy: The Infatuation with Free Trade Areas." in *The Dangerous Drift to Preferential Trade Agreements*, J. Bhagwati and A. O. Krueger eds. Washington, D.C.: The AEI Press, pp. 1-18.

Bhagwati, J., Greenaway, D. and Panagariya A. (1998) "Trading Preferentially: Theory and Policy." *The Economic Journal*, 108:449, pp. 1128-48.

Caves, Richard E. (1976) "Economic Models of Political Choice: Canada's Trade Structure." *Canadian Journal of Economics*, 9:2, pp. 278-300.

Gardner, Bruce L. (1987) Causes of U.S. Farm Commodity Programs. *Journal of Political Economy*, 95:2, pp. 290-310.

Cheong, Inkyo and Jungran Cho (2006) "Market Access in FTAs: Assessment Based on Rules of Origin and Agricultural Trade Liberalization." RIETI Discussion Paper Series, 07-E-016. Research Institute of Economy, Trade and Industry.

Kimura, Fukunari. (2006) "International Production and

Distribution Networks in East Asia: Eighteen Facts, Mechanics, and Policy Implications." *Asian Economic Policy Review*, 1:2, pp. 326-344.

Kimura, Fukunari and Mitsuyo Ando. (2003) "Intra-Regional Trade among China, Japan, and Korea: Intra-Industry Trade of Major Industries." in *Northeast Asian Economic Integration: Prospects for a Northeast Asian FTA*. Yangseon Kim and Chang Jae Lee eds. Seoul: Korea Institute for International Economic Policy, pp. 193-225.

Kimura, Fukunari, Ken Itakura, and Arata Kuno. (2007) "Strengthening the Strategic Partnership through a Japan-Australia EPA." A report commissioned by the Japan Australia Business Co-operation Committee (June 2007, Revised in November 2007).

Metcalf, Mark R. and Barry K. Goodwin. (1999) "An Empirical Analysis of the Determinants of Trade Policy Protection in the U.S. Manufacturing Sector." *Journal of Policy Modeling*, 21:2, pp. 153-65.

Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan (METI) (2007) "2007 Report on Compliance by Major Trading Partners with Trade Agreement: WTO, FTA/EPA, BIT." Available at: http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_compliance_report/

上野麻子 (2007) 「地域貿易協定による関税自由化の実態とGATT第24条の規律明確化に与える示唆」RIETI ディスカッション・ペーパー、07-J-039、独立行政法人経済産業研究所。

Viner, Jacob. (1950) *The Customs Union*. New York: Carnegie Endowment for International Peace.

World Trade Organization (2007) "Trade Policy Review: Report by the Secretariat, Australia." WTO Document, WT/TPR/S/178, 29 January 2007.